

実践報告

「断らない相談支援」と自殺総合対策
—座間市における多制度連携について—林 星一¹

【要旨】

本稿は、神奈川県座間市で行われている「断らない相談支援」の取り組みを、自殺対策の視点から整理し、その意味を考えた実践報告である。自殺は、心の問題だけでなく、失業や収入減、住まいの不安、孤立など、日々の暮らしの困りごとが重なって生じることが多い。市役所の窓口には、こうした困難を抱えた人が、税や生活費、住まいの相談などの形で訪れる。座間市では、相談内容や制度の対象かどうかで判断せず、まず話を受け止めることを大切にしてきた。そのうえで、生活困窮者自立支援制度を軸に、関係する部署や地域の支援団体と協力しながら、包括的な支援体制の整備につなげている。こうした日常的な生活支援の積み重ねが、孤立を防ぎ、命を守る自殺予防につながると考える。

キーワード：断らない相談支援、生活困窮者自立支援制度、多制度連携

1. 問題意識（自殺対策を「包括的な支援体制の整備」から捉え直す）

日本における自殺対策は、自殺対策基本法の制定以降、国および地方自治体を中心に総合的な推進が図られてきた。近年は、自殺を個人の心理的問題としてのみ捉えるのではなく、社会的要因や生活環境の影響を重視する考え方が広がりつつある。しかし、こうした理念が基礎自治体の実務に十分に落とし込まれているとは言い難い。

基礎自治体の窓口には、日々、失業、収入減少、家賃滞納、債務、孤立といった生活上の困難を抱えた市民が訪れる。これらの課題は、自殺リスクと密接に関連しているにもかかわらず、必ずしも「自殺対策」として認識されず、制度ごと・部署ごとに分断された対応にとどまることが多い。

自殺総合対策大綱¹⁾では〈地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などと

の連携〉の項において「地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要である」「加えて、こうした支援のあり方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、自殺の背景ともなる生活困窮者に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めることなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ

¹ 座間市 福祉部参事兼地域福祉課長

効率的に施策を展開していくことが重要である」²⁾と書かれており、市町村での包括的な支援体制の整備や生活困窮者自立支援制度と自殺対策との連携の重要性が示されている。

また、2025年12月に公表された「社会保障審議会福祉部会報告書」³⁾では〈市町村における包括的な支援体制の整備の推進〉において、「生活困窮者自立支援制度について、頼れる身寄りがいない高齢者等を含め支援が必要な生活困窮者が幅広く支援対象に含まれることの明確化や、福祉事務所未設置町村への努力義務化を通じた一次相談事業の拡充等、対応を強化することが必要である」「また、今般の議論も踏まえ、将来的には、生活困窮者自立支援制度の在り方についても検討すべきとの意見もあった」⁴⁾と書かれており、今後においても生活困窮者自立支援制度は自殺対策を考える上で重要な制度であると考えられる。

そのような問題意識を背景に、本稿は、生活困窮者自立支援制度を活用した座間市の「断らない相談支援」の実践を、自殺対策の視点から再構成し、基礎自治体行政が日常的に行っている生活支援業務が、自殺予防の取り組みとして位置づけられ、機能しうることについて述べる。とりわけ、複数の制度・部署・地域資源を横断して支援を組み立てる「多制度連携」に着目し、その形成過程と実践的意義を検討する。

2. 生活困窮と自殺リスクの連関

前述の自殺総合対策大綱にも「自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られている」⁵⁾と記載があるように、失業や収入減少、住居不安、債務問題、社会的孤立といった要因は、単独で自殺リスクを高めるだけでなく、相互に影響し合いながら当事者の生活基盤を脆弱化させる。

基礎自治体の相談現場において、こうした状況にある人々は、必ずしも「死にたい」「生きづらい」といった言葉で困難を表現するわけではない。む

しろ、税や保険料の滞納相談、住居喪失の危機、生活費不足といった形で、複数の窓口で断片的に現れることが多い。この段階で支援につながらなければ、生活困窮は深刻化し、心理的孤立が進行し、自殺リスクが高まる可能性がある。

したがって、生活困窮者支援は、自殺対策における一次予防および二次予防としての性格を本質的に有しており、基礎自治体の実務が、こうした視点を自覚的に取り込むことが、自殺対策の実効性を高める上で重要と考えてきた。

本稿では、筆者自身が行政職員として関与してきた座間市の実践を対象に、自殺対策の視点から生活困窮者支援を捉え直し、その実践過程から考察を行いたい。

3. 多制度連携という実践概念

本稿では、「多制度連携」という実践概念を用いて説明を試みる。

「多制度連携」という言葉は、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）・地域連携推進部地域支援室長：生水裕美氏が、同センターのHPの職員紹介で述べていた言葉である。⁶⁾

今回、実践報告をまとめるにあたって生水氏が述べた「多制度連携」という言葉を用いて説明を試みる理由は、座間市が体制整備を進める上でモデルとしてきたものが、同HPで生水氏が紹介している滋賀県野洲市の庁内連携及び氏の取り組みだったことによる。⁷⁾

本稿における「多制度連携」とは、法的根拠や所管部署ごとに分立して運用されている制度を、支援対象者の複合的課題に応じて横断的に結び直し、一貫した支援として再構成する実践を指す。

重要なのは、制度間連携そのものを目的とするのではなく、「一人の市民の生活を支える」という目的から逆算して制度を組み合わせる点にある。この視点は、生活困窮者支援を自殺対策として機能させる上で不可欠である。

4. 多制度連携としての座間市の「断らない相談支援」の実践

ここからは、座間市における生活困窮者自立支援制度を活用した「断らない相談支援」の実践を、自殺対策の視点から再整理し、前述した「多制度連携」という言葉を用いて述べていきたい。

(1) 生活困窮者支援と自殺対策（重なり合う実践領域）

自殺に至る要因は単一ではなく、経済的困窮、住居不安、就労不安、社会的孤立、健康問題などが複合的に重なり合うことが多い。基礎自治体の相談現場では、これらの要因が明確に「自殺リスク」として表出する以前に、滞納、生活費不足、住居喪失の不安、相談先の不明確さといった形で顕在化する。座間市では、こうした生活上の困難を、単なる制度適用の対象としてではなく、自殺の一次・二次予防の観点からも重要なサインとして捉えてきた。このため、現在、本市では、生活困窮者支援は自殺対策とは別個の領域ではなく、重なり合う実践領域として位置づけられている。

2023年3月に策定された、本市の第五次総合計画(ごま未来プラン)⁸⁾の「政策5 共に認め合い、支えあうまちづくり」には、包括的相談支援体制の構築が掲げられており、「施策16 地域福祉」に掲げられている「地域における信頼やきずなを育み、互いに見守り支え合う仕組みと専門機関を含めた分野横断的な包括的相談支援体制を構築し、地域共生社会を実現する必要があります」を踏まえて、総合計画の策定と同時に行われた機構改革において「地域福祉課」が新設された。

本市の事務分掌規則では「地域福祉課」は、地域共生社会に関すること、成年後見制度を含む権利擁護、自殺総合対策、そして生活困窮者の自立支援などを、一体的に所管する課になっている。

機構改革後の2024年3月に策定された「座間市自殺対策計画(第2期)」⁹⁾の基本施策「1. 地域におけるネットワークの強化」においても「本市では庁内各課の連携を図り包括的な支援の充

実を目指します」とし、総合計画の「政策5 共に認め合い、支えあうまちづくり」や「施策16 地域福祉」の内容との整合が図られている。

(2) 「断らない相談支援」を起点とした実践

座間市における多制度連携の基盤となっているのが、「断らない相談支援」の実践である。

本市は神奈川県ほぼ中央に位置し、おおむね4キロ四方の市域に約13万人が暮らす自治体である。福祉部地域福祉課「自立サポート係」が生活困窮者自立支援制度を担当し、2015年の制度開始以来、年々実施事業を拡充、現在は自立相談支援事業(直営窓口)への「生活困窮者自立支援制度助言弁護士」の配置、「アウトリーチ支援」(委託)の実施の他、任意事業として「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」「一時生活支援事業/地域居住支援事業」「生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業」を実施、2020年度からはひきこもりサポート事業として「居場所づくり」も開始している。また生活保護担当課とも連携し、被保護者家計改善支援事業、被保護者就労準備支援事業の実施など、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との一体的な実施にも取り組んでいる。

きっかけは2015年4月、生活困窮者自立支援法が施行され、すべての福祉事務所設置自治体で、自立相談支援事業の実施が必須となったことだった。

当時、生活保護を担当していた生活援護課の中に、直営で自立相談支援の担当を設置し、職員1名、就労支援員2名、事務補助員1名という小さな規模からスタートした。

生活困窮者自立支援制度の対象者は「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(生活困窮者自立支援法第3条1項)とされている。相談者がそうした「おそれのある」状態にあるかどうかは広く相談を受け付け、話を聞くことからしか分らない。また生活困窮状況の原因とな

る課題は複合的であり、その程度もさまざまである。このため事業開始1年目(2015年度)に本市の自立相談支援事業は「相談を断らない」ことを決めた。

制度施行当初は同じ課(当時)で実施する生活保護の相談で申請に至らなかった相談のフォローからはじめたが、「もう少し早く相談につながってれば……」と感じることが多かったため、市役所内の他の課や係に「生活に困っていきそうな人がいれば自立サポート担当に連絡して欲しい」とお願いして回った。

ある時、税の徴収を担当する課に失業のため税金が払えないという相談があった。そこでその課の職員が自立サポート窓口につながり、その方は再就職することができたが、その後、再度、同課で税の分納相談となった時、自立サポート窓口以案内されたことを相談者からとても感謝され、その後、その職員は積極的に相談をつなげるようになった。

そうした小さな成功体験を他部署との間で共有することから庁内連携が始まったが、属人的なつながりだけでは、職員の異動などにより連携が途絶えてしまう。そのため庁内の仕組みづくりとしてはじめたのが、「包括的支援体制構築ワーキンググループ」である。

「包括的支援体制構築ワーキンググループ」では庁内横断的に構成員が集まり、市民の困りごとに全庁的に向き合う体制づくりに取り組んだ。どこに何を相談すればいいのかわからない来庁者を窓口等で把握した場合に、本人同意の下で相談内容をシートに記載し必要なサービスにつなげる「つなぐシート」の検討や庁内研修会などを通じた「断らない」マインドの醸成に注力した。

多制度連携を実務として定着させる上で重要な役割を持つのが、庁内連携ツールである「つなぐシート」である。このシートは、相談者本人が自ら困りごとを整理できない場合や、窓口職員が生活全体の課題を察知した場合に、相談内容を整理し、適切な部署につなぐための媒介ツールとし

て導入されたが、これまでを振り返ると「つなぐシート」は単なる媒介ツールではなく、職員に対して「この相談をここで完結させない」という行動規範を共有する装置としての意味づけがあったと筆者は捉えている。「つなぐシート」は、自部署で対応困難な課題であっても、他部署につなぐことは職員の任務であるという意識を組織全体に浸透させることで、「多制度連携」という個人の力量に依存しない仕組みへの転換を促すためのツールと考える。

こうした包括的支援体制の取り組みを更に推進するため、2024年度には庁内の推進体制として、福祉部長を委員長とし、庁内29課の課長により構成する座間市包括的支援体制推進委員会が設置されている。

(3) チーム座間

前述のように本市では生活困窮者自立支援制度の開始当初から、相談者の属性や制度該当性にかかわらず、まずは相談を受け止めることが重視されてきた。この姿勢は、相談件数の増加や職員負担の増大を伴う一方で、従来は制度の狭間で把握されてこなかった生活課題を可視化する契機となった。相談を断らないことにより、制度単体では対応できない複合的課題が次々と明らかになり、それに応答する形で庁内外の連携が実務的に構築されていった。

庁内連携と並行して進められたのが、地域との連携である。生活困窮者の課題は、行政サービスのみで完結するものではなく、居住支援、食料支援、見守りなど、地域資源との協働が不可欠である。座間市では、NPO法人、社会福祉協議会、民間事業者などとの関係性が、個別支援の積み重ねを通じて形成され、「チーム座間」と呼ばれるネットワークへと発展した。このネットワークは、あらかじめ制度化された枠組みではなく、成功や失敗を共有する実践の中から生まれた点に特徴がある。

制度の狭間に陥った相談者の複合的な生活課

題を解決するには行政や制度の力だけでは足りず、地域の方々との連携が必須である。以下、居住支援を例として地域との連携体制が出来上がるまでの経緯を述べる。

(4) 「居住支援」

生活困窮者自立支援制度の開始初年度、制度周知のために支援機関や NPO 法人をローラー訪問したことがあり、その一環で「NPO 法人ワンエイド」を訪問した。この団体は当初、高齢者への生活支援を中心に活動していたが、高齢者のさまざまな生活ニーズに応じていくうちに居住に関するサポートもはじめた団体だった。ワンエイドからは「自分たちの団体も、これまでの取り組みを通じて高齢者や母子家庭等の生活困窮が見えてきており、できることがあればぜひ協力させてほしい」との申し出があった。当時、生活をしのぐための食料の確保について苦慮している頃だったため、フードバンクに取り組んでいただけないかとお願いしたところ取り組んでいただけることになり、それからすぐにフードバンク活動がはじまった。「NPO 法人ワンエイド」との連携はここからスタートした。

しばらくするとワンエイドと市の自立サポート担当職員が連携して生活困窮者の居住支援を行うことが増えてきた。生活困窮者の居住支援は、単にアパート等の入居相談を行えば済むものではなく、敷金等の入居時に必要な資金の確保、居住を継続できるための収入の確保、多重債務の解決など多岐に及び、包括的な支援が求められる。そうした支援の事例を一件一件積み重ねながら、居住支援の事業化にも取り組んだ。その結果、支援プランの作成や就労支援等を市自立サポート係や「はたらっく・ざま」(就労準備支援事業)、家計の改善に向けた相談支援を事業委託先の社会福祉協議会、入居相談等をワンエイドが担当し、互いの強みを活かし、それぞれが連携しながら複合的な困りごとを抱える相談者を包括的に支援する「チーム座間」のスタイルが出来上がってき

た¹⁰⁾(NPO ワンエイド等との連携は「令和 5 年度版 厚生労働白書」P114～に掲載されている)。¹¹⁾

ある時、自立相談支援事業による就労支援や NPO ワンエイドによるアパートへの入居支援(不動産事業者・大家さんの開拓を含む)の後、生活が安定し自立相談支援事業としては支援終了した 50 代单身の方が、しばらくして病気のためアパートの自室で亡くなる事案が発生した。すぐに連絡がとれる身寄りもなく、アパートの残置物の問題などが残された。本人と大家さんの間の契約ごとでもあり、行政の立場で出来ることは限られ、結局、不動産事業者・大家さんの対応は居住支援法人の立場から NPO ワンエイドが行った。こうした事例を通じて、居住支援法人には大家を守るという立場もあること、困りごとに関する相談支援が終了しても居住支援は退居時まで続く、といったことを知った。

筆者は生活困窮者自立支援制度の担当となる以前、生活保護のケースワーカーをしていた。その時も、緊急時の安否確認や苦情・クレーム対応、住まい探しの同行や代理納付等の事務手続きといったことで不動産事業者の方々との接点があった。振り返れば不動産事業者にお願いしたり、理解を求めるといった関わりが多く、そうした中で、無意識のうちに「福祉に理解がある不動産事業者」「福祉に理解がない不動産事業者」を峻別していたように感じている。しかし、この事案により、そもそも不動産業や居住支援法人の立場や仕事内容をきちんと理解していなかったにもかかわらず、「福祉に理解がある不動産事業者」「福祉に理解がない不動産事業者」などと勝手に峻別していたのではないかと深く反省した。

社会福祉で用いられる言葉には「社会資源の活用」という言葉があるが、社会資源は必ずしも福祉のために活用される目的で存在しているわけではないという、考えてみれば当たり前の事実に気づかされた。こうした気づきは福祉と住宅に関する官民連携のプラットフォームである居住支

援協議会の立ち上げにつながった。

座間市居住支援協議会には地域の不動産や福祉関係者とともに、本市からは人権・男女共同参画課、市民広聴課、こども家庭課、地域福祉課、長寿支援課、障がい福祉課、生活支援課、都市整備課が参画しており、「居住」を切り口とした多制度連携のプラットフォームを形成している。¹²⁾

5. 考察

座間市における多制度連携の実践は、結果として自殺対策の基盤強化につながっている。生活困窮の段階で支援につながるにより、危機の深刻化を防ぎ、孤立を緩和する効果が期待されるからである。重要なのは、これらの実践が「自殺対策」として特別に設計されたものではなく、日常的な行政実務の中で積み重ねられてきた点である。多制度連携とは、制度を越えて市民の生活全体を捉え直す視点であり、その実装は、基礎自治体における実効性がある自殺対策の一形態と考えている。

本章では、前章までに示した本市における実践を踏まえ、「多制度連携」の位置づけについて整理するとともに、基礎自治体の自殺対策としての「多制度連携」について考察する。

(1) 多制度連携のソーシャルワーク実践としての位置づけ

筆者は社会福祉士でもあるため、「多制度連携」の実践は、自治体職員、とりわけ福祉部門職員の専門職性について再考を促すものでもであると捉えている。

本市の事例では、職員は単なる制度運用者ではなく、複数制度を組み合わせて支援を設計する実践者として機能している。これは、専門資格の有無ではなく、判断の拠り所をどこに置くかという問題であると考え。「多制度連携」において求められるのは、制度知識だけでなく、生活課題を全体として捉える視点と、制度を越えて調整する裁量である。

また、「多制度連携」は、従来の「連携」概念とは異なる特性を有している。一般に行政における連携は、協定締結や会議体設置など、あらかじめ制度化された枠組みとして語られることが多い。しかし、本市の実践における「多制度連携」は、制度設計先行型ではなく、個別支援を起点とした実践先行型である。この点は、ソーシャルワークにおける Person-in-Environment (PIE) の視点を、クライアント理解にとどめず、制度および組織構造にまで拡張した実践としても捉えることができる。すなわち、生活課題を個人の問題として還元するのではなく、その人を取り巻く制度配置そのものを介入対象として再構成する実践である。

(2) 自殺対策における一次・二次予防としての意義

自殺対策においては、一次予防・二次予防・三次予防の重要性が繰り返し強調されている。しかし、基礎自治体において、特に一次・二次予防を包括的支援の視座から具体的にどのような実務として展開するのかについては、必ずしも明確ではない。

本市の「多制度連携」の実践は、生活困窮、住居不安、社会的孤立といった段階で支援につながるにより、自殺リスクが顕在化する前に介入する実務モデルでもあると考える。これは、精神保健領域に限定されない自殺対策であり、生活支援を通じた予防的アプローチとして捉えることができる。

6. 基礎自治体自殺対策としての多制度連携

(1) 生活支援を通じた自殺予防

本市の実践は、当初から自殺対策を目的として体系的に構築されたものではない。生活困窮者、住居不安を抱える人、社会的に孤立した人への日常的な相談支援を積み重ねる中で、結果として自殺予防に資する支援構造が形成されてきた点に特徴がある。

このことは、自殺対策を特別な専門施策として

切り出すのではなく、日常行政に埋め込まれた実践として考えることができることを示している。

(2) 座間市の「多制度連携」の基本構造

座間市の例から抽出される多制度連携の実践は、以下の三層構造として整理することができる。

第一層は、「相談の入口の開放」である。対象者の属性や主訴を限定せず、「断らない相談支援」を掲げることで、生活課題が顕在化する以前の段階から行政と接点を持つことを可能としている。この段階では、自殺リスクの有無を直接的に問うことよりも、生活全体を語れる関係性の構築が重視される。

第二層は、「制度横断的な支援設計」である。相談を受け止めた後、生活困窮者自立支援制度を統合基盤として、生活保護、住居確保給付金、就労支援、家計改善支援、その他の福祉・社会保障や医療・司法支援などを組み合わせ、個別支援プランが構築される。この過程において、職員は単一制度の適否判断にとどまらず、制度の組み合わせそのものを設計する役割を担う。

第三層は、「関係性に基づく支援ネットワーク」である。行政内部の連携に加え、NPO、社会福祉協議会、医療機関、民間事業者などとの関係性が支援の継続性を担保する。ここでは、形式的な連携協定よりも、日常的な実践を通じて蓄積された信頼関係が重視される。

(3) 自殺対策としての機能整理

この三層構造は、自殺対策の枠組みにおいて以下の機能を果たしている。

第一に、一次予防機能である。生活困窮や社会的孤立の段階で支援につなぐことで、自殺リスクが深刻化する前に介入することが可能となる。

第二に、二次予防機能である。複数部署・機関が関与することで、リスクの見落としや支援の中断を防ぎ、早期対応が可能となる。

第三に、支援継続機能である。制度利用が終了した後も、地域ネットワークとの関係性を通じて、

孤立を防ぐ支援が継続されている。

(4) 多制度連携の意義

本章で整理した多制度連携の意義は、基礎自治体の日常業務そのものが自殺対策として機能しうることを具体的に示した点にある。これは、自殺対策を特定部門に限定するのではなく、自治体組織全体の実践として位置づける視点を提供するものである。

また多制度連携は完成形ではなく、地域特性や組織文化に応じて変容し続けるものである。しかし、生活支援を基盤とした多制度連携の考え方は、今後も本市の自殺対策を構想する上で、重要な実践的枠組みであると考えている。

7. まとめ

本稿では、座間市における生活困窮者支援の実践を、自殺対策の視点から整理・考察し、「多制度連携」という実践概念を通じて、述べてきた。

自殺は、個人の内的要因のみで生じるものではなく、生活困窮、住居不安、社会的孤立、制度的排除といった社会的要因が複合的に重なり合っ発生するとされている。そのため、基礎自治体における自殺対策は、精神保健医療や専門的支援に限定されるべきではなく、日常的な生活支援実務の中に位置づけられる必要があると考える。

筆者は「断らない相談支援」を起点に、庁内外の制度や資源を柔軟に組み合わせる「多制度連携」を、相談者を孤立させず、支援の途切れを防ぐ実務的枠組みとして捉えている。

また、多制度連携は、制度間の形式的な調整ではなく、現場実務に根ざした動的な実践である。制度の適用可否を起点とするのではなく、生活全体を把握した上で支援を設計するという姿勢は、基礎自治体における自殺対策を、より現実的かつ持続可能なものにすると考えている。

さらに、この多制度連携の考え方は、自治体職員の専門職性についても重要な示唆を与える。職員は単なる制度運用者ではなく、市民の生活課題

に応答しながら、制度を組み合わせ、支援を設計する担い手として位置づけられる。この専門性は、資格や職種に限定されるものではなく、判断の拠り所を生活と尊厳に置く実践的姿勢によって支えられる。

このことは「多制度連携」という言葉を用いた生水氏の野洲市での実践から筆者が学んだことそのものである。

基礎自治体の相談業務は、市民の「生きづらさ」と最も早く接触する場である。

生活支援を通じて人と制度をつなぎ続ける多制度連携の実践は、「この地域で生きていてよい」という安心を支える、基礎自治体ならではの自殺対策であると考えられる。

引き続き、一人の百歩より百人の一步の精神で取組を進めていきたい。

8. 引用文献

- 1) 自殺総合対策大綱
<https://www.mhlw.go.jp/content/001000844.pdf>
(2026年2月4日確認)
- 2) 前掲1) P5
- 3) 社会保障審議会福祉部会報告書
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001614796.pdf>
(2026年2月4日確認)
- 4) 前掲3) P7
- 5) 前掲1) P1
- 6) 一般社団法人いのち支える自殺総合対策センター
【職員インタビュー】地域連携推進部 地域支援室長：生水裕美「借金は解決できても、失ったいのちは取り戻せない」—— チームでいのちを支える 自殺対策の「多制度連携」
<https://jscp.or.jp/about/staff/interview-11.html> (2026年2月4日確認)
- 7) 篠原 匡 (2022)『誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課』朝日新聞出版

P222-231

- 8) 第五次座間市総合計画—ざま未来プラン—基本構想 (2023~2030)
<https://www.city.zama.kanagawa.jp/shisei/sougoukeikaku/5sougou/1008044.html>
(2026年2月4日確認)
- 9) 座間市自殺対策計画
<https://www.city.zama.kanagawa.jp/fukushi/shakaifukushi/kokoro/1002928.html>
(2026年2月4日確認)
- 10) 前掲7)
- 11) 令和5年度版 令和5年版厚生労働白書—つながり・支え合いのある地域共生社会—
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/koosei/22/index.html>
(2026年2月4日確認)
- 12) 座間市居住支援協議会
<https://www.city.zama.kanagawa.jp/fukushi/seikatsu/sumai/1002721.html>
(2026年2月4日確認)

9. 参考文献

- ・ 駒村康平編著 (2020)『社会のしんがり』新泉社
- ・ 磯崎初仁、稲継裕昭、津軽石昭彦、大谷基道、井上武史、竹内直人、和田一郎編著 地方行政実務学会・新型コロナ対応検証研究会監修 (2025)『ポストコロナの自治体危機管理徹底検証！全国自治体 1300日の新型コロナ対応とその教訓』
- ・ 稲継裕昭 (2012) 全国市町村国際文化研修所メールマガジン「分権時代の自治体職員」第93回 インタビュー：滋賀県野洲市消費生活相談員 生水裕美さん (上)
<https://www.jiam.jp/melмага/bunken/newcontents93.html>
(2026年2月4日確認)
- ・ 稲継裕昭 (2013) 全国市町村国際文化研修所メールマガジン「分権時代の自治体職員」第

94回 インタビュー:滋賀県野洲市消費生活
相談員 生水裕美さん(下)

[https://www.jiam.jp/melmaga/bunken/newc
ontents94.html](https://www.jiam.jp/melmaga/bunken/newcontents94.html)

(2026年2月4日確認)

Practical report

“No-Wrong-Door Consultation Support and Comprehensive Suicide Prevention: A Practice Report on Multisystem Collaboration in Zama City”

Seiichi Hayashi

【Abstract】

This paper reports on the implementation of “no-wrong-door consultation support” in Zama City, Japan, and examines its significance for comprehensive suicide prevention. Suicide is not caused solely by mental health issues; rather, it often results from the accumulation of everyday difficulties, including unemployment, loss of income, housing insecurity, and social isolation. Individuals experiencing these hardships frequently visit municipal offices to seek assistance with matters such as tax arrears, financial hardship, or housing problems.

In Zama City, consultation support is provided without determining whether a case meets specific programmatic requirements or eligibility criteria. Instead, staff members prioritize careful listening and accept each concern as presented. Building on this approach, the city has developed a comprehensive support framework anchored on the Self-Reliance Support Program for People in Need, alongside strengthened collaboration among relevant municipal departments and community-based support organizations.

Through continuous and coordinated responses to these daily life problems, this approach prevents isolation and reduce the risk of suicide. The paper argues that routine, inclusive life support provided through interagency and multi-sector collaboration plays a crucial role in protecting lives and promoting community-based suicide prevention.

Keywords: No-wrong-door consultation support, Self-reliance support for people in need, Multi-agency collaboration